社会福祉法人やまびこ会

ショートステイさみた　短期入所生活介護重要事項説明書

ご利用者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を甲とし、
事 業 者＿＿＿＿＿ショートステイさみた＿＿＿＿＿＿を乙とし、

下記のとおり施設介護サービス契約を締結します。

特別養護老人ホームさみた　利用開始日　令和　　年　　月　　日

甲に対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第３９号第１２５条に基づいて、乙が甲に説明すべき事項は次のとおりです。

１、　事業者

事業者の名称	社会福祉法人やまびこ会
事業者の所在地	奈良県北葛城郡河合町佐味田 198－1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長　　氏家延子
電話番号	0745-58-3000

２、ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームさみた（ショートステイさみた）
施設の所在地	奈良県北葛城郡河合町佐味田 198-1
施設長名	芳山健司
電話番号	0745-58-3000
ファクシミリ番号	0745-58-3002

３、ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	奈良県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
特別養護老人ホームさみた	H30 年 7 月 1 日	2973400431	50 人
ショートステイさみた	H30 年 7 月 1 日	2973400449	10 人
リハビリデイサービスさみた	H30 年 7 月 1 日	2973400456	20 人

４、法人理念と運営の方針

法人理念	全ての方々との「縁」に感謝し、「和」の心で皆様と共に成長できるよう努めます。
施設運営の方針	ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づ

	き、その居宅における復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。

５、施設の概要（特別養護老人ホーム）

敷地		2,738.01 ㎡
建物	構造	鉄骨造　4 階建（耐火建築）
	延べ床面積	2,987.16 ㎡
	利用定員	60 名（うち、ショートステイ 10 名）

（１）居室

居室の種類	室　数	面　積
１人部屋	60 室（うち SS は 10 室）	13.68 ㎡～15.10 ㎡

（注）指定基準は、居室１人当たり 10.65 ㎡

（２）ユニット数

サービス種類	ユニット数	定員
入所	5 ユニット	1 ユニット 10 名
ショートステイ	1 ユニット	1 ユニット 10 名

（３）その他設備

設備の種類	数	面　積
食堂	6 カ所	96.76 ㎡/6 カ所
一般浴室	4 カ所	5.28 ㎡/4 カ所
機械浴室	特殊浴槽	2 台（寝台浴、座位浴）
医務室	1 室	10.32 ㎡
デイルーム	1 カ所	102.62 ㎡

６、職員体制（主たる職員）

職種	常勤	非常勤	職務内容
施設長（管理者）	１名		施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を行う
看護職員	４名	３名	入所者の健康状態の把握と医師の指示に基づき看護業務を行う
介護職員	２０名	５名	個々に応じ、自立した日常生活を営むことがで

			きるよう、食事や排泄などの介助や援助を行う
生活相談員	１名		入所者や家族からの相談に応じ、援助を行う
介護支援専門員	１名		施設サービス計画の作成などを行う
管理栄養士	１名		献立・栄養計画作成など栄養状態の管理を行う
機能訓練指導員	１名（兼務）		身体機能の低下予防・維持の訓練を行う

７、職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士 事務職員	日勤　9：00～18：00
介護職員	早番　7：00～16：00、　日勤　9：00～18：00 遅番　13：00～22：00、　夜勤　21：45～ 7：15
看護職員	日勤　9：00～18：00 夜間については、オンコール体制をとり、緊急時に備えます。
機能訓練指導	看護職員が兼務

８、施設サービスの概要

（１）介護保険サービス

種　類	内　容
食　事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 （食事時間） 朝食　7：30～ 8：30 昼食　12：00～13：00 夕食　17：00～18：00
栄　養	・活力を保ち続けるために，全ての栄養素をバランスよく摂取していただけるよう配慮いたします。
口　腔	・お口の中を清潔にすることにより、歯や口の疾患を予防し、口腔機能を維持いたします。
排　泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入　浴	・年間を通じて週２回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週１回実施します。

健康管理	・看護職員により日常的な体調管理を行います。 ・緊急等必要な場合には甲の主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
相談及び援助	・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）施設ケアマネージャー　西岡奈都 生活相談員　吉村美喜子
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ※行事の内容次第ではレク費用等を請求させていただく場合もあります。 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。
送迎	・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。 ・通常の送迎実施地域 北葛城郡（河合町、上牧町、王寺町、広陵町） 生駒郡（三郷町、平群町、斑鳩町、安堵町） 磯城郡（川西町、三宅町、田原本町） 香芝市、大和高田市、大和郡山市

（２）介護保険給付外サービス

サービスの種別	内　　容
理髪・美容	・毎月１回 理容店の出張による理容サービスを利用いただけます。

９、利用料

（１）法定給付

区　　分	利　　用　　料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 利用者の負担割合に応じた額（食事に要する費用を除く）
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 （施設介護サービスの基準額に同じ）

①併設型ユニット型短期入所生活介護サービス費

単位数（１日）	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
ユニット型個室	529	656	704	772	847	918	987

長期利用（61 日～）※但し、要支援１・要支援２につきましては31 日目から下記の単位数になります。

単位数（１日）	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
ユニット型個室	503	623	670	740	815	886	955

②その他加算

加算種類	算定回数	単位数
生活機能向上連携加算（Ⅰ）3 月に 1 回を限度	月	100
生活機能向上連携加算（Ⅱ）1	月	200
生活機能向上連携加算（Ⅱ）2	月	100
機能訓練体制加算	日	12
個別機能訓練加算	日	56
看護体制加算（Ⅰ）	日	4
看護体制加算（Ⅱ）	日	8
看護体制加算（Ⅲ）2	日	6
看護体制加算（Ⅳ）2	日	13
医療連携強化加算	日	58
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	日	18
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	日	20
認知症行動・心理症状緊急対応加算	日（７日限度）	200
若年性認知症利用者受入加算	日	120
送迎加算	片道	184
緊急短期入所受入加算	日（７日又は１４日）	90
長期利用者提供減算(31 日～60 日)	日	△30
療養食加算	回（１日３回限度）	8
在宅中重度者受入加算１	日	421
在宅中重度者受入加算２	日	417
在宅中重度者受入加算３	日	413
在宅中重度者受入加算４	日	425
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	日	3
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	日	4
看取り連携体制加算 ※死亡日及び以前 30 日以下について 7 日限度	日	64
口腔連携強化加算	月	50
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	月	100
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月	10
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	月	22
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	月	18
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	日	6
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	月の介護保険合計単位数の 16.3%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	月の介護保険合計単位数の 17.6%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	月の介護保険合計単位数の 15.9%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	月の介護保険合計単位数の 17.2%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	月の介護保険合計単位数の 13.6%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	月の介護保険合計単位数の 11.3%	

☆①及び②の単位数に地域区分（河合町：７級地）の１単位１０．１７円で計算した金額を請求させて頂きます。

③食費

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300 円／日	600 円／日	1, 030 円／日	1, 360 円／日	1, 700 円／日

〈第４段階食費内訳〉

朝食	昼食	夕食
410 円／日	670 円／日	620 円／日

☆但し、負担限度額認定を受けている場合には食数に限らず１日分の食費を請求させていただきます。

④居住費（ユニット型個室）

第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
880 円／日	880 円／日	1, 370 円／日	1, 470／日	2, 600 円／日

（２）法定外給付

区　　分	利　　用　　料
医療費	実費（医療機関受診費用、処方薬費用等）
理容・美容サービス	・理容サービス　１回　実費 ※サービス内容を細分化している場合（洗顔、洗髪、顔そり、カット等）は、項目毎に金額を定めることもありえる。
文書料	1, 650 円/1 通

（３）入所者の選定により提供するもの

区　　分	利　　用　　料
日常生活に要する費用	・日用品費　　100 円/日 ・教養娯楽費　100 円/日 ・その他、レクリエーション、行事等で発生した特別な費用は実費請求します。
送迎費用	・嘱託医及び協力医機関以外の受診時に施設で送迎を行った場合の費用は実費請求します。 ・タクシーや公共交通機関を利用した場合の費用は実費請求します
おやつ代	100 円
コンセント使用料	全ての家電製品 1 台につき 50 円/1 日

⑤キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中	実費相当額
利用開始当日	実費相当額
利用開始３日前から前日まで	実費相当額

10、支払い方法

（1）ご利用料金は毎月末日締めとし、翌月の１５日までに請求書を発行します。

（2）お支払い方法は、原則南都銀行の口座振替となります。口座振替日は毎月２０日となります。

（3）手続きの関係上、初回お支払い時のみ当施設事務所にて現金でのお支払いをお願いすることがあります。

11、苦情等申立先

当施設ご利用相談室	苦情受付担当者　施設ケアマネージャー　西岡奈都 生活相談員　吉村美喜子 苦情解決責任者　施設長　芳山健司 ご利用時間　毎日午前9時～午後6時 ご利用方法　電話　0745-58-3000、FAX　0745-58-3002 ご意見箱（1階エントランスに設置）
第三者委員	竹谷茂（社会福祉法人やまびこ会評議員） 青木浩三（社会福祉法人やまびこ会監事） 連絡先　0745-58-3000（特別養護老人ホームさみた代表番号）
施設外相談窓口	河合町役場　福祉部高齢福祉課 電話　0745-57-0200
	奈良県国民健康保険連合会　介護保険苦情処理窓口 電話　0745-29-8326

12、第三者評価の受審状況

無し

13、協力医療機関

医療機関の名称	和（やわら）こころのクリニック
所在地	奈良県北葛城郡王寺町2-6-12　服部ビル3階
電話番号	0745-43-6710
医療機関の名称	医療法人友紘会　奈良友紘会病院
所在地	奈良県北葛城郡上牧町服部台5丁目2-1
電話番号	0745-78-3588

14、協力歯科医療機関

医療機関の名称	ヨリタ歯科クリニック
所在地	大阪府東大阪市稲葉 3 丁目 11-10 ピアザ花園 3F
電話番号	072-966-1276

15、非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームさみた消防計画」に則り、対応を行います。			
平常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホームさみた消防計画」に則り、年 2 回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。(入居者の方にも参加いただく場合もあります)			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	屋内消火栓	あり
	避難階段	1 個所	非常通報装置	あり
	自動火災報知機	あり	非常用電源	あり
	誘導灯	あり		
	カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	防火管理者：芳山 健司			

16、当施設ご利用の際に留意いただく事項

面会	面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。 面会時間は 9：00～18：00 となります。
	但し、感染症流行時等においては施設の判断で面会制限を行います。
外出	外出の際には必ず外出届を提出してください。
	但し、感染症流行時等においては施設の判断で外出・外泊制限を行います。
食事の中止について	喫食 2 時間前までに申出ください。それ以降については食費が発生します。
嘱託医師以外の医療機関への受診	基本的に送迎、付添いはご家族様でお願いします。但し、困難な場合はご相談ください。
飲食物の持ち込み	原則禁止です。必要に応じてご相談ください。但し、生ものについては一切禁止とします。
喫煙・飲酒	敷地内は禁煙となります。飲酒については、原則禁止となります。
居室・設備・器具の利用	居室については、固定ではなく、利用者の生活状況や施設の支援方法等によりユニットやフロアを移動することがあります。
	施設内の居室や設備、器具は本来の用法でご利用下さい。反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください
所持品、現金等の管理	全て自己責任のもとで管理してください。紛失等があっても当施設は一切の責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

17、衛生管理等

（1）施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

（2）施設は、当該施設において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

18、虐待の防止のための措置

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針を整備する。

（3）虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行う。

（4）前３項に定める措置を適切に実施するための担当者を置く。

（5）虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

19、その他の事項

（1）事業所は生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

1　採用時研修　採用後３カ月以内

2　継続研修　　年２回以上

（2）従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

（3）従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（4）施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする

（5）施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（6）施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（7） この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人やまびこ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

令和６年８月　１日から適用します。

令和７年４月　１日から適用します。

令和７年６月 20 日から適用します。

令和７年９月　１日から適用します。

令和８年６月 21 日から適用します。

令和８年８月　１日から適用します。